

奈良県告示第四百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十条第一項の規定に基づき、次のとおり県道の路線を廃止する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

1	5	2	路線 番号	路線 名	起 点	終 点	重要な経過地	備 考
				大三輪十市線		桜井市大字三輪 橿原市十市町		